

登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

この要領は、本市がこれまで紙で管理していた道路台帳や土地・家屋台帳等のデジタル化を進めることにより、正確で迅速な事務処理と情報公開による市民や事業者等の利便性の向上を図るとともに、住民基本台帳や福祉分野等の統計情報と横串で分析を行える基盤を構築すること、また、行政情報の横断的な利活用を推進し、根拠に基づいた政策立案を容易にすることにより、もって住民の暮らしやすさの向上を図ることを目的とする「登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託」に際し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断する者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託等名

登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託

(2) 業務内容

別添「登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

134,610,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルの方式

提案力や技術力、遂行力、費用、業務実績、実施体制等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。また、事業者からの企画提案書等については、「登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査し、受託候補者を選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 法律行為を行う能力を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、登別市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当しないこと。
- (6) 参加申込書提出時点において、登別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 市区町村税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和5年6月15日（木）
質問受付期間	令和5年6月15日（木）～6月22日（木）正午
質問への回答	令和5年6月23日（金）
参加申込書及び企画提案書等の受付期間	令和5年6月15日（木）～7月18日（火）正午
企画提案書等の確認	令和5年7月18日（火）
受託候補者の審査 （企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和5年7月21日（金）（予定）
審査結果の通知	令和5年7月下旬（予定）
契約締結	令和5年8月初旬（予定）

※審査結果の通知後、受託候補者に選定された者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

6 実施要領等の公表

- (1) 公表時期
令和5年6月15日（木）から
- (2) 公表方法
登別市公式ウェブサイト
※掲載URL (<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/202304190014/>)
- (3) 書類の提出方法
ペーパーレス及びDXの推進の観点から、各種書類の提出にあたっては、原則、電子申請フォームによりアップロードの上、提出すること。
なお、市が公開する様式及び見積書等への押印は省略できるものとする。

7 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和5年6月23日（金）正午

(2) 質問方法

本事業に係る質問がある場合は、次の電子申請フォームに質問の要旨を簡潔に記載すること。なお、電話等による口答の質問は受け付けない。

※電子申請フォームURL (<https://logoform.jp/f/TOKqf>)

(3) 質問に対する回答

質問要旨及び回答をまとめ、質問者の名前を伏せたうえで、令和5年6月23日（金）に登別市公式ウェブサイト上に公表する。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出

参加申込書を期限内に提出した者に限り、次のとおり提案書等の提出を受け付ける。

(1) 提出期限

令和5年7月18日（火）正午

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 企画提案書（任意様式）

※別添仕様書に定める要件を満たすことが明らかになるように作成すること。

※本業務の推進体制について企画提案書に記載すること。

エ 参考見積書（任意様式）

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

※令和6年度（令和6年4月）以降の経費（5年間）についても、提案上限額とは別に算出し提出すること。

(3) 提出方法

参加申込書及び企画提案書等の提出にあたっては、次の電子申請フォームに提出資料一式をアップロードするか、持参によること。

※電子申請フォームURL (<https://logoform.jp/f/Sxz0b>)

※電子申請フォームにおいては、1つあたりの添付ファイルの容量上限は10MB、かつ、1回あたりの回答全体の添付ファイルの容量上限は約100MBのため、容量の上限を超える場合は、ファイルの分割や複数回に分けて回答すること。

9 辞退届の提出

参加申込者が、プロポーザルの参加を辞退する場合には、「辞退届」（様式3）に必要事項を記入のうえ、次の電子申請フォームに辞退届をアップロードすること。

※電子申請フォームURL (<https://logoform.jp/f/C18Aa>)

10 企画提案書等の確認

提出書類の不足や記載内容の不備等について担当による確認を行う。

11 企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査の実施及び契約の締結

(1) 審査実施日

令和5年7月21日（金）を予定

(2) 審査方法

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査は、登別市職員で構成する選定委員会において、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い参加申込者から順に契約交渉順位を定め、合計点の最も高い参加申込者を受託候補者とする。

なお、審査については、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査とする。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは企画提案者ごとに行い、持ち時間は20分（プレゼンテーション15分、ヒアリング5分）とする。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。

ウ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※ プロジェクター及びスクリーンは登別市が用意する。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は4名以内とする。

オ 企画提案者に専門人材等が遠隔地にいる場合は、一部の説明員等のオンラインでの参加を可能とする。

カ 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。

キ プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日等は、後日通知する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加申込者に通知するとともに、登別市公式ウェブサイト公表する。

(5) 通知・公開日（予定）

令和5年7月下旬

(6) 契約に向けた協議

審査の結果、受託候補者として選定された者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

ただし、失格その他の理由により、当該者と契約を締結できない場合には、次順位の者を受託候補者として選定する。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。
 - ア 提出期間を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合
- (4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出書類は返却しない。
 - イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。ただし、誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く。
 - ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。
 - エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。
- (5) 登別市が提示する資料等は、プロポーザル実施にあたっての検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 業務の遂行にあたっては、登別市の条例・規則及び関係法令を遵守すること。
- (7) 提出書類は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。

13 問合せ・連絡先

登別市総務部DX推進室DX推進グループ

所在地：〒059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-5109

メール：keiei@city.noboribetsu.lg.jp